

鹿屋市既存住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市既存住宅耐震改修工事補助金交付要綱（平成24年鹿屋市告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を第6号とし、第4号アからウまで以外の部分を次のように改める。

- (4) 簡易耐震改修工事 市内工事施工者が行う次のいずれかに該当する工事であって、耐震診断の結果が、木造のものは I_w 値が0.7未満であったもの、その他の構造のものは I_s 値が0.3未満であったもの（ただし、次のイ又はウに該当する工事については、第3号に規定する簡易耐震診断の評価結果が25点以上のものを含む。）をいう。

第2条第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 簡易耐震診断 前号の規定によらないもので、別表に定める基準により評価するものをいう。

第6条第1項第1号中「10分の4」を「3分の2」に「838,000円」を「200万円」に改める。

第6条第1項第2号中「3分の1」を「3分の2」に「40万円」を「100万円」に改める。

第7条第2項中「耐震診断補助要綱第2条第3号の耐震診断技術者が作成した耐震診断の報告書により、当該工事の内容」を「次に掲げるもののうち、該当する工事内容」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 耐震診断補助要綱第2条第3号の耐震診断技術者が作成した耐震診断の報告書による当該工事の内容
- (2) 第2条第1項第5号イ又はウに該当する工事で、簡易耐震診断の評価結果が25点以上のものとして簡易耐震改修工事を行う場合の当該工事の内容

第8条第2号中「、固定資産家屋証明証又は固定資産税台帳記載事項証明書」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

簡易耐震診断

	評価項目	評価基準	配点
1	地盤	地盤が悪い（軟弱地盤等） 河川・海岸近辺、液状化しやすい	10
		上記以外で地盤が良い	1
2	建設年代	昭和25年（1950年）以前	5
		昭和26年（1951年）以後 昭和35年（1960年）以前	2
		昭和36年（1961年）以後	1
3	基礎	玉石・切石又はブロック	15
		コンクリートの布基礎	2
		鉄筋コンクリートの布基礎	1
4	屋根	重い（日本瓦葺、かや葺等）	2
		軽い（スレート瓦、鉄板等）	1
5	階数	2階建て	2
		平家建て	1
6	筋かい	入っていない又は分からない	5
		入っている	1
7	外壁	土塗り又は下見板貼り	2
		モルタル塗り又はボード貼り	1
8	間仕切壁	真壁（柱が見える壁が多い）	2
		大壁（柱が見えない壁が多い）	1
9	窓・入口	比較的多い	2
		比較的少ない	1
10	室の大きさ	大きい室（12畳以上）がある	2
		比較的小さい	1
11	室の境	ふすま、障子等が多い	2
		壁が多い	1

12	住宅の形式	店舗付き住宅	2	
		専用住宅	1	
13	老朽化	している（特に北側、水まわり等）	2	
		全くしていない又はほとんどしていない	1	
評価点		判 定	状 態	推定Iw値
25点以上		耐震性に大きな不安 があります。	非常に危険	$0.7 > I_w$
16点～24点		耐震性に多少の不安 があります。	多少危険	$0.7 \leq I_w < 1.0$
15点以下		耐震性の心配はほぼ ありません。	一応安心	$1.0 \leq I_w$

別記第2号様式を次のように改める。

年 月 日

耐震改修工事実施計画書

1 所在地 鹿屋市

2 耐震改修しようとする既存住宅の概要

用 途

（併用部分がある場合はその具体的用途：_____）

延 べ 面 積 _____ m²（住宅部分 _____ m²）

階 数

構 造

建 築 年 月 _____ 年 月（着工）

3 耐震改修工事の種類・概要

☐ ①耐震改修工事

☐ ②簡易耐震改修工事（ア～ウいずれかに○）

ア 部分耐震化

イ 耐震シェルター（製品名：_____）

ウ 防災ベッド（製品名：_____）

4 診断する建築士事務所の概要（3の②イ及びウは不要）

所 在 地

事 務 所 名

事 務 所 登 録 _____（ ） 建 築 士 事 務 所 _____（ ） 知 事 登 録 第 _____ 号

代 表 者 名

電 話 番 号

耐震診断技術者名

講習会名（受講番号） _____（ ）

5 耐震改修工事を行う施工者の概要

会 社 名

代 表 者 名

所 在 地

電 話 番 号

6 補助対象経費

耐震改修工事費	円（消費税込）
耐震設計費	円（消費税込）
工事監理費	円（消費税込）
合 計	円（消費税込）

7 耐震改修工事の予定期間

年 月 日から 年 月 日まで（予定）

8 耐震診断の方法（該当するものを○で囲む。）

木 造 ： 一 般 ・ 精 密

その他の構造 ： 第1次 ・ 第2次 ・ 第3次

9 簡易耐震診断の結果 評価点 点

10 耐震診断結果（上部構造評点又はIs値）

	改 修 前				改修後（3の②イ及びウは不要）			
1階	X	点	Y	点	X	点	Y	点
2階	X	点	Y	点	X	点	Y	点
3階	X	点	Y	点	X	点	Y	点

11 添付書類

(1) 耐震改修工事を実施しようとする既存住宅の外観写真

（なるべく全景が入るように写したものの2面以上）

(2) 耐震診断技術者であることを証明する書類（3の②イ及びウは不要）

（鹿児島県木造住宅耐震技術講習会、鹿児島県既存建築物耐震診断講習会などの受講修了証等の写し）

(3) 補強計画後の診断表（3の②イ及びウは不要）

附則中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし附則の改正規定は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。